

ボランティア団体・親睦団体支援規程

松風台自治会
2015.03.14 制定

1 目的

本規程は、自治会会員相互の交流、親睦の輪を広げ、良き隣人関係を築くためのコミュニケーション等を目的として活動する団体への自治会からの支援について定める。

2 支援団体の認定

- (1) 設立趣意書、規約、役員、構成メンバーの名簿及び活動内容の提出。
- (2) 1 年間の活動実績を踏まえた上で役員会が認定した団体に限る。
- (3) 新しく支援を希望する団体は、本項①に沿って役員会へ申請し、認定を得る。

3 支援内容

- (1) ボランティア団体には支援金交付、並びに会館使用料は免除
- (2) 親睦団体は原則会館使用料のみ免除する。但し、その活動目的、活動内容、1 年以上の活動実績を踏まえ、役員会で審議のうえ、適当と認定された団体には支援金を交付する。

4 組織図

支援団体は、自治会組織図に位置づける。

5 協力

ボランティア団体・親睦団体は、それぞれの団体の特性を生かし、直接、間接的に自治会活動に参加、協力をお願いする。(夏祭り、香川地区体育大会その他)

6 事業報告

- (1) 支援金の交付を受けた団体は、役員会に年間活動報告、決算書の提出。
- (2) 支援金の交付を受けていない団体は、年間活動報告のみ提出。

7 更新

年度末に活動が適正かどうか審査する。不適正と判断された場合は関係者に聴取したうえで、更新か否かを役員会で決定する。

8 改訂・廃止

本規程は役員会の承認を得て改訂・廃止する。

9 付則

本規程は制定、改訂と同時に施行する。

制定改訂履歴

制定改訂	年月日	制定のいきさつ、及び改訂箇所とその理由
新規制定	2015.03.14	2014.1.15 付け自治会長発回覧「自治会内ボランティアグループの支援について」を参考に規程として新規制定